公益財団法人日本パラスポーツ協会
登録団体の処分に関する規程

第1条　（目的）

この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「本会」という。）倫理規程第6条により、同規程第2条第2項に定める登録団体に対する処分に関する手続き及び内容について定めることを目的とする。

第2条　（適用範囲）

この規程の適用範囲は以下の登録団体（準登録団体含む）とする。

（1）本会登録団体規程の第２条第１項（1）に定める競技団体
（2）本会登録団体規程の第２条第１項（2）に定めるパラスポーツ協会
（3）本会登録団体規程の第２条第１項（3）に定めるパラスポーツ指導者協議会
（4）本会登録団体規程の第２条第１項（4）に定めるパラスポーツセンター

第3条　（処分の対象）

本会は、登録団体が、法令又は本会が定める登録団体規程に違反した場合、当該登録団体を処分することができるものとする。

第4条　（処分の決定）

1　登録団体が、法令又は本会が定める登録団体規程に違反したことが疑われる場合、コンプライアンス委員会が調査等を行い、処分が相当と判断した場合には処分案を作成し、理事会に提出する。

2　コンプライアンス委員会は、前項の調査のため必要であると認めた場合、登録団体の関係者等に、事実調査への協力を要請することができる。ただし、これらの者に対しても守秘義務を課さなければならない。

3　コンプライアンス委員会は、処分が予定されている登録団体に対し、弁明の機会を与えなければならない。その際には、事前に、予定される処分の内容、処分の根拠となる規程の条項、処分の対象となった事実、処分の内容を決めるにあたり考慮した事実等を、処分が予定されている登録団体に対して書面で通知しなければならない。但し、提示した処分案に対して当該団体が同意を示した場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

4　理事会は、コンプライアンス委員会が提出する処分案の採否を審議し、処分の要否及び内容について決議する。

5　本会会長は、前項の理事会決議に基づき、登録団体に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

（1）処分を受ける者の名称
（2）処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

（3）処分対象となる違反行為にかかる事実
（4）処分の手続きの経過
（5）処分の根拠となる規程及び処分の理由
（6）処分の年月日
（7）不服申立ての方法及びその申立期間
6　処分決定に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく第三者に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
7　本会は、登録団体又はその関係者等のプライバシー等の権利に配慮した上で、処分の内容を本会のホームページ等において公表することができる。

第5条　（処分の種類及び内容）

1　本会による登録団体に対する処分の種類及び内容は、次のとおりとする。
(1) 指導
　口頭または書面により、是正・改善を指導する。
(2) 勧告
　書面により、是正・改善を求めるとともに、改善計画書を提出させる。
(3) 資格停止
　書面での通知を以って、一定期間、登録・加盟団体としての権利・権限等を停止する。なお、資格停止期間中に行うことができない具体的な事項は、以下のとおりとする。
　＜事業＞
　a. 各種助成金・補助金の申請
　b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）
　c. 本会各種事業への参加
　＜役員・評議員＞
　d. 理事候補者及び評議員候補者の推薦
　e. 当該団体推薦役員、評議員の理事会・評議員会への出席
　＜推薦＞
　f. 当該団体に関して本会から他団体・機関等への各種推薦（表彰等）
　＜契約＞
　g. 当該団体と締結する各種契約
(4) 除名
　書面での通知をもって、当該団体の本会登録または JPC 加盟から除名する。
2　本会は、本会の裁量により、前項（3）の処分について、処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、処分を軽減することができるものとする。
3　本会は、本会の裁量により、処分の効力を事案が発生した時点に遡及して生じさせることができるものとする。

第6条　（不服申立て）

本会の処分に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第7条　（改定）

この規程は、理事会の決議によって改定することができる。

附則

1　この規程は、平成 28（2016）年 10 月 28 日より施行する。

2　この規程は、令和3年 10 月1日より改正施行する。

3　この規程は、令和3年11月19日より改正施行する。

4　この規程は、令和6年3月26日より改正施行する。

5. この規程は、令和 8 年6月 8 日より改正施行する。